

# 鶴岡市建設工事「週休2日(4週8休現場閉所)確保工事」実施要領 の制度概要について

## 改定概要

### ○発注者指定型の導入

#### 発注者指定型

- ▶発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注形式
- ▶4週8休を基本に積算し、週休2日の対応状況が4週8休未満の場合、工期末に補正分を減額変更

#### 受注者希望型

- ▶受注者が週休2日に取り組むことを選択する発注形式
- ▶当初設計で経費の補正は行わず、4週8休を実現した場合、工期末に補正分を増額変更

### ○週休2日工事の対象範囲

原則として発注者指定型で発注するものとし、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することができる。

なお、下記の場合は週休2日確保工事の対象としない。

#### 【週休2日対象外工事】

- ▶施設改修工事等で施工時期又は完成時期の制約がある工事
- ▶自然条件等により施工時期が限られている工事
- ▶緊急により早急に完成する必要のある工事
- ▶工期が30日未満の工事
- ▶その他の都合により週休2日とすることが困難な工事

## 適用

令和6年4月1日以降に発注手続きを開始（施行伺）する設計書から適用